

国家公務員の退職給付 またもダウン？

4月19日 人事院見解説明

国に追従しない県人事委員会の姿勢を求めます。

人事院は、前回2012年は約400万円であつたが、今回はそれほどにはならないとしながら、約78万円（0.38%）「公務が上回る」と発表しました。また、前回設けた「経過措置」は設ける必要がないとしていま

- 退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた
退職給付額での官民比較

| | | | |
|----|----------|----------------|----------|
| 民間 | 24,596千円 | 公務 | 25,377千円 |
| | | [781千円 (3.08%) | 公務が上回る] |
 - 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、
退職給付水準について見直しを行うことが適切

人事院は4月19日「民間の退職金および企業年金の調査結果ならびに国家公務員の退職給付に係る見解」を発表しました。 「公務が民間を781千円上回る」とし、「官民均衡の観点から、給付水準について見直しを行うことが適切」であると説明しました。

さらに、香川県の再任用率は
他県に比べかなり低く抑えられ
ており、退職後の暮らしに不安
があるのが現状です。

香教組は県人事委員会に、人
事院に追従しない強い姿勢を求
めます。「退職手当の引き下げ
に反対する署名」へのご協力も
お願いします。

す。青年をはじめとする若年層にとつては将来への不安を拡大し、モチベーションにも大きくかかわります。

香川県においては、教職員の人の好さに乗りかかり、必要な人的措置を施さず、長時間過密労働を課し、資質向上という名目のもとに、持ち出しでの研修修了を求めている現状の中、退職金の減額は受け入れることはできません。

の例が出来ました。三豊市のある学校で、インフルエンザに罹患し、5日間休んだ教員が、病休を申請したところ、「診断書」の提出を求められた事例がありました。県教委は、「市町教委の教職員の管理運営規則が優先されるため、求めに応じて診断書の提出は必要」と

務手続きに関する法規等、必要事項は「香川県教育関係職員事務必携」に記載されています。これが、民間での労使協定に近いものです。経年経験者研修では、必ず携行を求められているのです。

同じ県費教職員なのに働く市町で違うのって?

公立学校職

第11条 2 任命権者は、1週間を超える病気休暇を承認するに当たっては、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類の提出を求めるものとする

説明しました。県費教職員は、「教育関係職員事務必携」をもとに対応されていると思い込んでいましたが、市町教委によつて違つていたことが明らかになりました。

○宇多津町 県の規定に従う。週休日を除いて1週間以上と町で決めている。「校長によつて差がないようにな」と決定した。

○善通寺市 善通寺市教職員の規定で5日以上で診断書が必要になつてい

○さぬき市 1日目から薬袋・領収書等受診が確認されるものを提出必要。

○多度津町 県の規定があいまいなものについては町職員の規定を運用している。1週間を超えない病休取得については前例がない。申請があつたときを考える。

○豊市 「医師の証明書」必要 領収書可

ぱりと言いたつた。その口調には、「さぬき市の教職員も信用されていいな」のか?「という感じがした▼市町立学校に勤務する県費教職員は、任命権者は香川県だが、運用は市町教委という2重構造になつてかし、「年次休暇や病気休暇の日数や運用は「香川県教委の条例や規則」に準じ、一部は各市町の管理運営規則の適用とはなんとも腑に落ちない▼なによりも、各市町教委は、現場の教職員に適切に知らせているのだろうか▼病休の診断書が話題になつたとき、さぬき市、「三豊市の教員は「え?診断書がいるのは1週間でしょ?」と疑いもなく言つた▼多度津町の「短期の取得は前例がないので、(事例が)発生したから考えます」との回答にも力抜けた▼「全て年休にさせいたのだろうな」。

週間以内の診断書提出に付いて、市町教育委員会によつて対応の違ひがあつた▼三豊市は1日目から診断書の提出を求めている。有料の診断書を時間単位の取得でも必要かと尋ねると領収書でもよいとのこと▼「香川県の規定は7日を超えて」とあるのに三豊市が1日からとは、職員が信用されていないう感じがする▼三豊市のある学校。インフルエンザで5日の病休を申請したところ、管理職の裁量で「診断書提出は必要ない」との措置があつた▼宇多津町は「管理職によつて町内の学校に違ひがあつてはならない」と「校長に町の規定を話しておる」とのことさぬき市は、「受診した」という証明のため「1日目から薬袋や領収書の提示を求めている」ときつ

小黑板

